

第6回東日本大震災子ども支援意見交換会

《 福 島 県 資 料 》

資料1 福島県ひとり親事業体系図(H24)	1~2
資料2 福島県ひとり親就業サポート強化事業について	3~6
資料3 福島県ひとり親家庭在宅就業支援事業「被災ひとり親家庭 生活再建支援枠」について	7~10
資料4 福島県震災遺児等家庭相談支援事業	11~14

平成24年11月9日

福島県保健福祉部児童家庭課

ひとり親家庭に対する支援施策体系（平成24年度）

福島県保健福祉部児童家庭課

ひとり親家庭に対して、以下のとおり「経済的支援」「就業支援」「生活支援」の3本柱による総合的な支援施策を展開することとしています。

経済的支援策

児童扶養手当（母子家庭、父子家庭、父母のない児童）

- 父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や父母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当を支給する。
- 手当額 全額支給 月額41,430円
一部支給 所得に応じて41,420円～9,780円まで10円刻みの額
第2子加算 5,000円
第3子以降 3,000円
- 窓口 市役所及び町村役場

ひとり親家庭医療費助成事業（母子家庭、父子家庭、父母のない児童）

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。
- 補助対象経費
各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度額未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限る。(H18より扶養義務者の所得も含める)
- 補助先 市町村
- 補助率 1／2
- 窓口 市町村役場

母子寡婦福祉資金貸付金（母子家庭、寡婦）

- 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けることができる。寡婦についても準用する。
- 資金の内容 事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚
- 相談窓口 保健福祉事務所、申請 市町村役場

就業支援策

母子家庭等就業・自立支援センター（母子家庭、寡婦、父子家庭）

- 母子家庭の母及び寡婦の家庭の状況や就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談の実施、習熟度に応じて実施する就業に結びつきやすい就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供する。
- 窓口 福島県母子家庭等就業・自立支援センター
福島市渡利字七社宮111（福島県総合社会福祉センター内）
電話 024-521-5699

ひとり親就業サポート強化事業（母子家庭、寡婦、父子家庭）

- ひとり親の就業を支援するため、個々のひとり親家庭の抱える課題やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、専門的なノウハウを有する民間企業を活用して、計画的に就業活動をサポートする。（平成23年度開始事業）
- 窓口 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭自立支援教育訓練給付金（母子家庭）

- 母子家庭の母が、県が予め指定した講座を受講した場合、要した受講料・入学料の20%を給付する。
 - 対象講座 雇用保険の教育訓練給付の指定講座等
 - 対象者 児童扶養手当支給水準の母子家庭の母で雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない者
- 窓口 児童家庭課

就業支援策（前ページに続き）

一 高等技能訓練促進費等事業（母子家庭）

- ・ 母子家庭の母の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格に係る養成訓練のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学支援修了一時金を受講修了後に支給する。
- ・ 窓口 児童家庭課

一 ひとり親家庭等在宅就業支援事業（母子家庭、父子家庭、寡婦）

- ・ 家事や子育ての負担を一人で負うことになるひとり親にとって家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」を支援する。

(1) 在宅業務の開拓

(2) I Tを活用した在宅就業に従事できるように訓練実施

訓練手当月額 Aコース：50,000円 Bコース：30,000円

- ・ (3) 企業から受注した在宅業務の配分、成果品の検収、報酬の支払い等の業務処理の実施

窓口 児童家庭課

※ なお、本年度9月補正予算で震災及び原発事故により被災したり避難している、ひとり親家庭の生活を再建し、自立した生活を行うために、「被災ひとり親家庭生活再建支援枠」を追加する予定。

生活支援策

一 母子自立支援員の設置（母子家庭、寡婦、父子家庭）

- ・ 母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

各保健福祉事務所に配置

一 母子生活支援施設（母子家庭）

- ・ 母子家庭を保護するための入所施設、県内には、公立施設4カ所、民間施設1カ所があり、県はその経費を扶助する。（施設の受入世帯数128世帯）

一 公営住宅の供給に関する特別の配慮（母子家庭）

- ・ 地方公共団体は、公営住宅法による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。
- ・ 窓口 県営住宅：県建設事務所、市町村営住宅：市町村役場

一 保育所への優先入所（母子家庭、父子家庭）

- ・ 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を参考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をしなければならない。
- ・ 窓口 市町村役場

※この体系図は主に福島県の支援策をまとめたもので、市町村が独自に展開している支援策を網羅しているものではありません。

福島県ひとり親就業サポート強化事業について

福島県の地域経済は、東日本大震災及びそれに続く原子力発電所事故等により低迷したまま回復の兆しが見えず、ひとり親家庭を取り巻く環境は大変に厳しい状況となっております。

このような中、県では、震災後の平成23年4月から下記のとおり「ひとり親就業サポート強化事業」を開始して、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることとしました。

第1 目的

この事業は、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父（以下、「ひとり親」という。）の自立を促進するため、福島県が実施するひとり親在宅就業支援事業と母子家庭等就業自立支援センター事業の事業間連携を図り、自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）によりひとり親の家庭状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラム（第5に記載。以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、市町村、保健福祉事務所、公共職業安定所（以下「安定所」という。）、ケースワーカー、母子自立支援員、民生委員・児童委員、福祉団体、NPO法人、教育委員会、その他同種の事業を実施するものと密接に連携して、きめ細やかで継続的な就業サポート強化事業（第6に記載。）を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることを目的とします。

第2 実施方法

福島県が母子家庭等就業・自立支援センター（社団法人福島県社会福祉協議会）に委託して実施します。

第3 対象者

対象者は、福島県内に居住するひとり親としますが、生活保護受給者については別途県社会福祉課と協議します。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、実施主体が必要と認める場合には対象とすることができます。

第4 策定員について

策定員は、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置しますが、ひとり親の利便性等に配慮して、県保健福祉事務所、市町村役場等での巡回相談も行います。

第5 自立支援プログラム策定事業の内容等

① 面接の実施

ひとり親に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や母子寡婦貸付金相談、保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子自立支援プログラム及びひとり親就業サポート強化事業、生活保護受給者等就労支援事業を周知するとともに、母子（ひとり親）相談窓口へ来所した者等のうち自立・就労に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、相談者の意向を十分確認した上で、順次個

別に面接を実施します。

面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行います。

また、平成23年度にあっては、ひとり親在宅就業支援事業の事業説明会や集合研修の場も活用し、就業意欲のあるひとり親を積極的に支援していきます。

② プログラムについて

・ プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施するため、相談者ごとにプログラムを策定します。

プログラムについては、下記の内容を明確に記載して活用できるようにします。

ア 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項

イ 本人の自立・就労を阻害している要因及び課題

ウ 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容

エ 自立目標

オ 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等に対する評価

カ 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

・ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定します。

さらに、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練等の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行います。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関し、特別の配慮を行います。。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施します。

第6 就業サポート強化事業の内容等

① 実施方法

福島県から委託をうけた母子家庭等就業・自立支援センターは有料職業紹介事業の許可を得ている民間企業に再委託し、就業支援の民間ノウハウを活用してひとり親を就業に効果的・効率的に結びつける方法で実施します。

② 実施内容

・ 概要

第5で策定した自立支援プログラムに基づき、ひとり親の抱える様々な課題解決を支援して適切な就業環境を整えるとともに、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を行います。

・実施内容

- ア 課題解決の実行支援
 - イ キャリア・コンサルティング
 - ・ビジネスマナーアップ
 - ・コミュニケーション能力アップ等
 - ウ 就業支援講習会等の実施
 - エ 求人開拓（企業訪問）
 - オ マッチング
 - カ 就職後のフォローアップ
- 等のひとり親の就業に必要な支援をします。

第6 平成23年の実績等

(1) プログラム策定事業

- ① プログラム策定人数 65名
母子家庭の母親：64名 父子家庭の父親：1名 同居子：96名
- ② 面接実施件数 130回

(2) 就業サポート強化事業

- ① 講習会実施回数 12回
- ② 求職相談件数 1,722件
- ③ 就職人数 81人
- ④ 就職後のフォローアップ件数 17件

ひとり親就業サポート強化事業のご案内

キャリアコンサルタントが

マンツーマンで

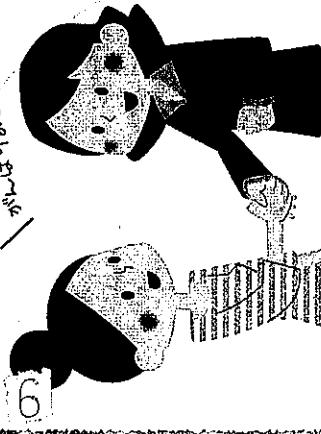
自立支援プログラムを作成し、

ひとり親家庭の

就職活動を支援します。

START!

いっしょに
がんばりましょう！



① 求職登録・
プロジェクト作成申込

キャリアコンサルタントと一緒に
考えましょう。

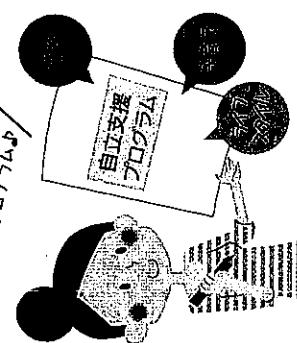
個別面談
しながら
すすめます。

② 自己理解・自己分析

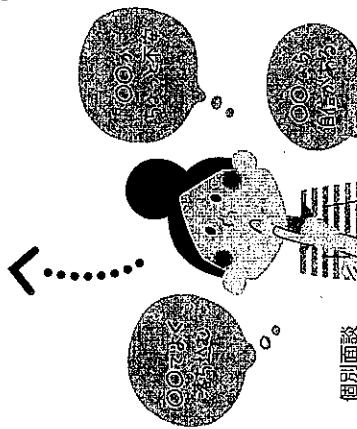
仕事上、生活面での課題を整理
しましょう。

③ 自立支援プログラムの作成

就労上と生活上の自立目標をつくりましょう。
目標を達成するための計画をつくりましょう。

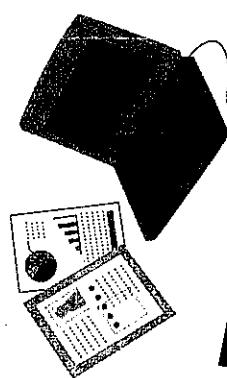


④ 自立支援プログラムを
実行します。



④ 職業理解・講習会等

就職力アップ講座、履歴書・経歴書の書き
方、面接の受け方、事務職模擬体験…

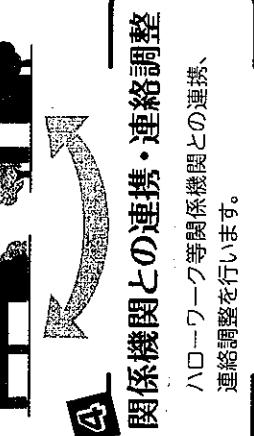


母子家庭等就業・自立
支援センター ハローワーク等



⑤ 関係機関との連携・連絡調整

ハローワーク等関係機関との連携、
連絡調整を行います。



⑥ 就職支援

一人ひとりに合った職場を開拓します。



*自分自身をよく知ることができます。

自分のことは自分が一番よく分かっているようでも…新たな自分を再発見！
自分の適性や職業経験等に応じて、必要な職業訓練等を効果的に行えます。

*履歴書の書き方や面接での自己PRの方法を
マンツーマンで教えてもらいます。
採用の可否は履歴書等の書類や面接で決まってしまう場合がほとんどです。

福島県ひとり親家庭等在宅就業支援事業 「被災ひとり親家庭生活再建支援枠」について

福島県では、平成22年10月以来、県内のひとり親に対し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である、ITを用いた在宅就業を支援するため、平成22年度100名、平成23年度514名、平成24年度192名と延べ806名の受講者に対して、基礎訓練と応用訓練を実施し、在宅就業に就けるように支援してきました。

その実人数は546名となります、これらのひとり親うち275名（全体の50.4%）について訓練終了後業務請負契約を締結し、本人の意思があればいつでも在宅就業支援事業が可能なようにしています。（平成23年4月以降、ひとり親に対して提供した業務の総額は、30,405千円となっています。）

このたび、「被災ひとり親家庭生活再建支援枠」として下記のとおりの事業を追加し、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災したり避難している、ひとり親家庭の生活再建及び仕事と子育ての両立を支援することといたしました。

1 事業の目的

東日本大震災及び原子力発電所事故により、福島県の地域経済は厳しい状況が続いている中、ひとり親は子育てと仕事を両立させなければならず、大変厳しい状況が続き、ひとり親家庭等の教育力や子育て力の低下に伴う子どもの健全な育成への影響が危惧されています。

このような状況の中で、本県においては、家事や子育ての負担を一人で負うことになるひとり親にとって家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である、ITを用いた在宅就業を支援することにより、ひとり親家庭等の自立を促進し、子どもたちが健やかに育ち、夢を持ち、夢に向かって挑戦できるような社会づくりを進め、加えて、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災したり避難している、ひとり親家庭が生活を再建し、自立した生活を行えるよう支援することを目的とします。

2 対象者

福島県（以下「本県」という。）に住所を有するひとり親（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦をいう）とします。ただし、大震災及び原子力発電所事故等によりやむを得ず本県から県外に避難している被災ひとり親については、本県に住所を有しない場合でもこの事業の対象とすることができます。

なお、夫（妻）の暴力により母（父）と子で避難している事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等（母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」）を含みます。

・対象人数

500名以上のひとり親を対象として実施します。

3 内容

被災ひとり親の在宅就業を推進するため、下記のとおり、業務の開拓、従事者の能力開発、相談支援、業務処理等を行います。

(1) 業務の開拓

次の内容の在宅業務を開拓します。

- ・子育てとの両立ができるだけの時間の自由度があること。
- ・原則として、以下のいずれかに該当するものであること

業務A：無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入が得られることが見込める在宅業務。

業務B：子どもが小さいため等によりパートが増やせない人が、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入が得られることが見込める在宅業務。

(2) 参加者の能力開発

① 参加者の計画・能力に応じ、(1) の業務内容を踏まえた訓練プログラムを作成。

② 研修の実施

eラーニングなど在宅研修と集合研修を効果的に組み合せ訓練を実施するとともに、各段階で到達度等の審査を行います。

③ 訓練手当

訓練期間中、参加者に下記のとおり訓練手当を支給します。

業務Aコース：

基礎訓練期間（6ヶ月）：月5万円（おおむね1日3時間、月36時間以上の訓練）

応用訓練期間（5ヶ月）：月2.5万円（おおむね週1日、月28時間以上の訓練）

※応用訓練期間は、在宅就業に従事し、就業収入を得ながら能力開発を実施します。

業務Bコース：

基礎訓練期間（6ヶ月）：月3万円（おおむね1日2時間、月36時間以上の訓練）

応用訓練期間（5ヶ月）：月1.5万円（おおむね2週1日、月16時間以上の訓練）

※応用訓練期間は、在宅就業に従事し、就業収入を得ながら能力開発を実施します。

（3）業務処理

在宅業務の受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等を行い、ひとり親の就業を支援します。

東日本大震災と原発事故により様々な被害を蒙られた方々へ心からお見舞いを申し上げます。



家事や子育てをしながら自宅で仕事
できるよう、ひとり親のあなた、
チャレンジしてみませんか？

※研修期間中は手当が支給されます。
ひとり親で被災されていることを
証明する書類(り災証明書、被災証
明書など)をご用意いただければ
参加を申し込みます。

◆実施主体
福島県保健福祉部 児童家庭課
024-521-7176

◆事業受託企業
株式会社いわきテレワークセンター
(福島 CRM センター)
福島市大町 4-15 チェンバーオおまち 5F
0120-816-699

23年度福島県ひとり親家庭等在宅就業支援事業 【被災ひとり親家庭生活再建支援枠】

福島県では、家事や子育てに大変な「ひとり親」が家庭と仕事の両立を図れるよう支援しています。このたび、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災したり避難している、ひとり親家庭の生活再建を応援するため、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である、ITを用いた在宅就業支援事業に「被災ひとり親家庭生活再建支援枠」を新たに設けました。この事業には、次のような3つのメリットがあります。

自宅で勉強が
できるシステム
を用意！

PC無償貸与
パソコンインターネットの
環境をお持ちでない人も
安心です。

確かな支援！
ヘルプデスク(家族相談士)
就業相談員・創業相談員
PCお助け隊

応募方法 下記のフリーダイヤルまでご連絡ください。事業案内や事業説明会への参加申込を受付けております。

ひとり親家庭等ヘルプデスク(株式会社いわきテレワークセンター福島CRMセンター内)

○○○120-816-699 受付時間：13時～21時(木曜日定休)

公式サイト：<http://itwc.jp/> E-mail：twc1sp@waki-itwc.co.jp

(23)福島県震災遺児等家庭相談支援事業

1 事業の目的

3月11日に発生した東日本大震災により親が死亡又は行方不明になった子ども（以下「震災遺児等」という。）のいる家庭（以下「震災遺児等家庭」という。）の多くが、安定的な収入の確保、今後の生活・教育資金など生活全般の見通しを立てることが困難な厳しい状況にあることから、重要な生活基盤となる、遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災遺族補償年金等の社会保険給付に関し社会保険労務士による専門的な相談体制の整備と手続きの援助等の支援を行い、震災遺児等家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることを目的とした。

2 業務の構成

本事業は、下記の2つの業務を福島県社会保険労務士会（以下「県社労士会」という。）に委託して実施した。

(1) 震災遺児等家庭の社会保険等相談支援

震災遺児等にとって重要な生活基盤となる、遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災遺族補償年金等の社会保険給付について、専門的な相談支援を行った。

(2) 震災遺児等家庭の社会保険等手続きの援助

震災遺児等家庭の、遺族基礎年金、遺族厚生年金・労災遺族補償年金等の請求状況を確認し、請求手続きが行われていない場合には、手続きについて援助した。

また、年金等の受給資格がない場合には児童扶養手当等の請求につなげるよう支援した。

3 対象者

本事業は、福島県（以下「本県」という。）に住所を有する、3月11日に発生した東日本大震災により親が死亡又は行方不明になった子どものいる世帯としたが、大震災及び原子力発電所事故等によりやむを得ず本県から県外に避難または移転している震災遺児等家庭については、本県に住所を有しない場合でもこの事業の対象とした。

4 事業の基本的考え方

(1) 震災遺児等家庭の生活の安定を最優先とした業務の実施

震災により親が死亡又は行方不明になるという痛ましい経験を背負った児童が、様々な事情の下いろいろな課題を抱え生活していることを踏まえながら、震災遺児等家庭の生活の安定を図る目的から、慎重かつ粘り強く社会保険制度の活用を提案し支援を行った。

(2) 信頼性の確保

なお、県社労士会は、事業遂行に当たって、震災遺児等家庭との信頼関係を確保し、県及び本事業に対する信用が損なわれないように配慮した。

また、誤解を招かぬよう個人事業の営業と誤認されるような行動は慎んでもらつ

た。

(3) 関係事業、関係機関との連携

本事業は児童相談所、市町村、その他団体等が実施する震災遺児等家庭支援事業との事業間連携を図り、また、労働局（労働基準監督署）、日本年金機構（年金事務所）、市町村年金所管課等の社会保険関係機関と密接な連絡・調整の下実施した。

併せて、子どもの心のケア事業を実施している各機関、福祉団体、NPO 法人、教育委員会等と密接に連携して、慎重に震災遺児等家庭の心情を推し量りながら実施した。

5 事業の概要

(1) 相談支援業務の概要

① 相談の実施

震災遺児等家庭に対し、その意向を十分確認した上で、相談を実施した。

相談に当たっては、相談員が置かれている場所に限らず、震災遺児等家庭の状況に応じて出張面談等を行った。

② 相談記録簿の整備

震災により親が死亡又は行方不明になった震災遺児等家庭のセンシティブな情報を取り扱うことから、同じ事を複数回聴取することのないよう、震災遺児等家庭ごとに相談記録簿を整備した。

相談記録簿の様式については、下記の内容を明確に記載できるよう定めること。

(2) 社会保険等手続きの援助の概要

① 社会保険等手続きの援助

上記(1)で把握した未利用の社会保険制度を、震災遺児等家庭が利用できるよう、これを妨げている要因、課題の解決を支援して、制度の利用を可能とするよう努めた。(手続きの代行を実施した。)

この際には、震災遺児等家庭の意向を十分確認しながら、課題の解決についてメリット、デメリット等を明確に示して当該制度の理解を深めるよう説明に努めた。

② 社会保険制度の活用結果の確認

支援を行った社会保険制度の活用結果を確認し、震災遺児等家庭に今後の利用の留意点について誤解のないよう説明を行った。

③ 手続き援助後のフォロー

社会保険等手続きの援助後においても、震災遺児等家庭の意向を十分確認しながら、アフターフォローを実施し、生活の状況を見守るとともに、以後の効果的な本事業の実施にフィードバックさせるよう努めることとした。

6 事業実施児童数

(1) 震災遺児等家庭の社会保険等相談支援

相談実施児童数（※相談は保護者、養育者に対して行った。）

①遺族基礎年金の相談 63名

②遺族厚生年金の相談 60名

③労災遺族補償年金（埋葬給付含む）の相談	24名
④その他の社会保険給付に関する相談	25名
⑤その他の支援制度に関する相談	23名

※相談内容は一部重複する。

(2) 震災遺児等家庭の社会保険等手続きの援助

手続きを援助（代行）した児童数	12名
①遺族基礎年金	11名
②遺族厚生年金	10名
③労災遺族補償年金（埋葬給付含む）	1名
その他の社会給付に関する手続き	1名

※援助内容は一部重複する。

7 今後の対象家庭のフォローについて

遺族年金など社会保険給付等手続は長期間にわたる継続的なフォローが必要であるため、その体制をどのようにするか県社労士会と協議検討した結果、平成24年4月からは、県社労士会の独自事業としてアフターフォローを実施し、生活の状況を見守ることとした。

主な制度をご紹介します

	名 称	内 容	相談窓口
貸し付け 制度	生活福祉資金	「緊急小口資金」貸付限度額：10万円、償還期間：8ヶ月 その他にも「総合支援資金」「福祉資金 福祉費」「教育支援資金」「不動産担保型 生活資金」等があります。詳しい内容については右記へお問い合わせください。	福島県社会福祉協議会 TEL.024-523-1250
	災害援護資金	震災により負傷、住居等に損害を受けた方の、生活再建資金を貸し付けます。	市町村 県保健福祉事務所 県児童家庭課
生活保護	生活保護	経済支援を主とした生活全般の援助制度です。	市町村

●平成24年1月5日時点

福島県東日本大震災被災児童支援基金事業

震災により保護者が死亡または行方不明になったお子さんへ支給し、大学卒業までの期間の生活および修学を支援することを目的としています。

月額金……未就学児童、小中学校、高等学校等に在籍する者、大学及び専門学校に在籍する者に月額給付金が支給されます。
一時金……小学校入学時、小学校卒業時、中学校卒業時、高等学校卒業時に給付金が支給されます。

(給付月額は、対象により異なりますのでお問い合わせください。)

☆お問い合わせは・・・福島県児童家庭課（県庁西庁舎7階） TEL.024-521-7174

福島県震災遺児等家庭相談支援事業をご活用ください

震災により保護者が死亡または行方不明になったお子さんのいる家庭へ、遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災遺族補償年金等についての相談にのります。

県より委託を受けた社会保険労務士会が、専門的な相談支援を行います。24年4月からは社会保険労務士会独自事業として相談支援を行います。

☆お問い合わせは・・・福島県児童家庭課（県庁西庁舎7階） TEL.024-521-7176
または福島県社会保険労務士会 TEL.024-535-4430

保護者を亡くされたお子さんを育てている方へ…

里親制度

○親族里親とは

3親等内の親族で児童の養育を希望する方です。一般生活費として、月額47,680円の他、教育費（小学生 月額2,110円、中学生 月額4,180円）が支給されます。

※ただし、扶養義務者（及びその配偶者）でない、おじ・おばの場合は養育里親に該当します。

○養育里親とは

親族里親に該当しない方（4親等以上の親族等を含みます）で児童の養育を希望する方です。養育里親は事情により保護者が育てられないお子さんに対し、家庭的な養育環境を提供します。研修の受講等を経て認定され、一般生活費の他、月額72,000円の里親手当が支給されます。

☆里親制度についての問い合わせは…お住まいの近くの児童相談所（裏ページ）

未成年後見制度

未成年後見人とは、親権者にかわって未成年者の監護、教育、財産管理、契約等の法律行為を行います。親権者の死亡等のため、児童に親権を行うものがいない場合に、家庭裁判所が、親族等の申し立てにより選任します。

☆お問い合わせ、申し立て窓口は…福島家庭裁判所 TEL.024-534-6186

生活が苦しくて子どもの世話を十分にできない…
子どもとうまく関われない…
新しい環境に慣れるのに、イラэрしているみたい…

そんなときも、
児童相談所に
ご相談ください。

